五　脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準

(1)　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

(2)　当該治療室の病床数は、三十床以下であること。

(3)　脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

(4)　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(5)　当該治療室において、常勤の理学療法士又は作業療法士が一名以上配置されていること。

(6)　脳梗塞、脳出血及びくも膜下出血の患者をおおむね八割以上入院させる治療室であること。

(7)　脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(8)　脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な器械・器具を有していること。

(9)　当該治療室に入院している患者の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰについて継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

五の二　小児特定集中治療室管理料の施設基準

(1)　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

(2)　当該治療室内に小児集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

(3)　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4)　集中治療を行うにつき十分な体制及び専用施設を有していること。

(5)　他の保険医療機関において救命救急入院料若しくは特定集中治療室管理料を算定している患者又は救急搬送診療料を算定した患者の当該治療室への受入れについて、相当の実績を有していること。

六　新生児特定集中治療室管理料の施設基準等

(1)　新生児特定集中治療室管理料1の施設基準

イ　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

ロ　当該治療室内に集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

ハ　当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ニ　集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ホ　集中治療を行うにつき十分な実績を有していること。

(2)　新生児特定集中治療室管理料2の施設基準

イ　(1)のイ、ハ及びニの基準を満たすものであること。

ロ　当該保険医療機関内に集中治療を行うにつき必要な専任の医師が常時配置されていること。

ハ　集中治療を行うにつき相当の実績を有していること。

(3)　新生児特定集中治療室管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾患

別表第十四に掲げる疾患

六の二　総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準等

(1)　総合周産期特定集中治療室管理料1の施設基準

イ　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

ロ　当該治療室内に集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

ハ　当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ニ　集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(2)　総合周産期特定集中治療室管理料2の施設基準

イ　(1)のイからニまでの基準を満たすものであること。

ロ　集中治療を行うにつき十分な実績を有していること。

(3)　総合周産期特定集中治療室管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾患

別表第十四に掲げる疾患

六の三　新生児治療回復室入院医療管理料の施設基準等

(1)　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

(2)　当該保険医療機関内に新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な小児科の専任の医師が常時配置されていること。

(3)　当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4)　新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(5)　新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。

(6)　新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料に係る届出を行った保険医療機関であること。

(7)　新生児治療回復室入院医療管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾患

別表第十四に掲げる疾患

七　一類感染症患者入院医療管理料の施設基準等

(1)　一類感染症患者入院医療管理料の施設基準

イ　病院の治療室を単位として行うものであること。

ロ　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2)　一類感染症患者入院医療管理料の対象患者

別表第八に掲げる患者

八　特殊疾患入院医療管理料の施設基準等

(1)　特殊疾患入院医療管理料の施設基準

イ　脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等をおおむね八割以上入院させる病室であって、一般病棟の病室を単位として行うものであること。

ロ　当該病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ハ　当該病室を有する病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。

ニ　当該病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ホ　特殊疾患入院医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　特殊疾患入院医療管理料の注5の除外薬剤・注射薬

別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬